

## 第17回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年11月30日(月) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 横 山 弘 昭

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

日程第 7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）  
による農用地利用集積関係調整報告について

日程第 8 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第10 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第11 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第12 次回総会日程（予定）について

事務局長

第17回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

今日で11月も終わりということで、今年も余すところ1ヵ月となりましたが、大変お忙しい中での第17回総会に委員全員の御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

さて、11月は委員の皆様には色々と御活動をいただきました。10日には農地パトロールを実施し、15,000ヘクタールと言われている草地の中で、ごく一部が一番草の刈取りがどうかという箇所がありましたけれども、ほぼ全面積が有効に利用されているということで、今後も今の状況が維持できるようにしていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力よろしくお願いたします。

また、20日には根釧女性農業委員の会が発足され、いよいよ活動が始まります。女性の視点に立った活動に期待をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。また、小田原委員の辞任に伴いまして、農政副部長が欠員となったということで、前回総会終了後に開催されました部会で後任の副部長には堀金委員が務められることになりました。こちらについても、あわせてよろしくお願いたします。

本日の案件は報告2件、付議案件4件の提案となっております。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

また、午後からは農業・農村活性化検討特別委員会が開催されますので、関係する委員にはよろしくお願いをいたしまして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます、

本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番 橋場委員、8番 嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。</p> <p>日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。</p>
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	<p>事務局より報告が終わりました。</p> <p>ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。</p>
各 委 員	(なしの声)
議 長	<p>ないようなので、これで、会務報告を終了します。</p> <p>日程第 6 報告第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第 1 8 条第 1 項及び第 2 項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より 6 ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されております。</p> <p>また、同条第 6 項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。</p> <p>本案は、2 件の合意解約に係るものでございますが、整理番号 1 は姉別 3 丁目〇〇番地、〇〇 〇氏が、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に農業経営基盤強化促進法により賃貸借していた土地の合意解約であります。対象地は姉別北 1 線〇〇番ほか〇〇筆で、面積は〇〇万〇〇〇 m<sup>2</sup>、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、本人が農地中間管理事業を</p>

活用した土地の貸し付けを希望し、今月〇日に解約の申入れ、〇日に土地の引き渡しを行ったという通知がございました。

次に整理番号2は、〇〇〇〇〇〇〇〇が、姉別南2線〇〇番地、〇〇〇〇氏に農地法3条により賃貸借していた土地の合意解約であります。対象地は姉別南3線〇〇番ほか〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。本案については浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしく願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職 務 代 理

それでは、引き続き、会議を行います。これから、報告第1号の質疑を整理番号順に行います。まず、整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第1号を整理番号順に採決いたします。

お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職務代理	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、整理番号2を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
職務代理	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。</p> <p>(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)</p>
議長	<p>日程第7 報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事務局長	<p>報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。</p> <p>本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う1件の調整報告であります。整理番号1は、姉別南2線〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇〇月〇日付けで農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定申出があったもので、対象地は姉別南1線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。権利の設定を受ける者については、農地中間管理機構である北海道農業公社で、〇〇月〇〇日に、調整委員である農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、本人の了承を得ることができました。土地の対価等、詳細につきましては、議案書7ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。</p> <p>以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げますので、よろ</p>

しく御承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。質疑に入る前に、調整に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調整委員の方々、何かありませんか。

各調整委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定に基づき、「農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされています。

本案につきましては1件の願い出であります。浜農委27-15号の願い出人は、茶内西11線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は茶内西11線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内、〇、〇〇〇㎡で、分筆による地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。現地調査につきましては、永洞委員、嵯峨

委員、谷口委員により11月13日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は既に施設用地として利用されており、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、



谷口委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。

それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。本案については整理番号3で、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当いたします。議案の審議につきましては、先に整理番号1と2の質疑、採決を行い、その後、議長を交替して整理番号3の審議を行うことといたします。

それでは、これから、整理番号1と2の質疑を順に行います。まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1と2を順に採決いたします。

お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3の質疑を行います。〇〇〇〇委員と私はここで退席いたしますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理

それでは、引き続き、会議を行います。  
これから、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議長

日程第10 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第3号農地法第4条の規定による許可について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、農地法第7条では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。また、農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請であります。整理番号1の申請者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇〇が運営する〇〇〇〇内の敷地に、〇〇〇の農業上の経営安定化を図ることを目的とした育成舎を建設しようとするもので、既存施設を含めた施設全体の効率的利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものです。現地調査につきましては、白川職務代理、穴吹委員、橋場委員にお願いし11月12日に実施しております。なお、本案については北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。本案については浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理

それでは、引き続き、会議を行います。  
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議 長

日程第11 議案第4号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、農地中間管理事業を活用した1件の利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、姉別南2線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、対象地は姉別南1線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を農地中間管理機構である北海道農業公社に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。  日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事	務 局 長	次回総会日程については、12月25日、金曜日、午前11時からを提案いたします。
議	長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、12月25日、金曜日、午前11時からということでよろしいでしょうか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議がないようなので、次回総会日程については、12月25日、金曜日、午前11時からに決定いたしました。  以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第17回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時35分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

7番 橋場 和幸

浜中町農業委員会

8番 嗟峨 弘巳

## 農地法第3条調査書

調査日：平成27年11月18日

第17回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (贈与)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	永 洞 委 員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は○○○haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成27年11月18日

第17回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号2 (贈与)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	穴吹委員				
	判断理由				該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は○○haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成27年11月18日

第17回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号3 (賃貸借)

賃貸人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○	賃借人	(○) ○○○○ ○○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	谷口委員				
	判断理由				該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約○○○haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第17回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (賃貸借)

賃貸人	○ ○ ○ ○	賃借人	○○○○ ○○○○○○ ○○○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—